学校関係者の皆様へ

ストーカー被害から子供たちを守るために

背景

○　昨今、警察へのストーカー被害の相談は高止まりしており、**小学校から大学段階までの学校に通う生徒・学生等が被害に遭うケースも多数発生**しています。

○　警察では、ストーカー被害者の安全確保に努めていますが、最近では、自宅等ではなく、**通学先の学校において被害に遭うケース**もみられ、**警察がストーカー被害に遭う生徒・学生等を守るためには、学校関係者の皆様の協力が必要**です。

ストーカー規制法の改正

○　こうした中、ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）が改正され、令和７年12月30日から、**学校の長に対し、ストーカー被害者に対する援助が努力義務化**されることとなりました。

○　この改正は、学校に具体的な措置を義務付けるものではなく、警察がストーカー被害者の安全確保をより効果的に行えるようにするもので、学校の安全性も一層高まることから、**学校において生徒・学生等の被害を知った場合、学校で抱え込まず、ぜひ警察との連携**をお願いします。

具体的な警察との連携の内容

▶　生徒・学生等の被害を知った場合、**速やかに警察へ通報**すること

▶　被害に遭っている生徒・学生等から助けを求められた場合、警察に引き継ぐまで**一時的に保護**すること

▶　被害に遭っている生徒・学生等の**氏名等の情報管理**に配慮すること

▶　被害防止のための**警察官による警戒等の活動にご協力**いただくこと

被害を知ったら、警察にご相談ください

○　緊急の場合は、110番に通報してください。警察官が迅速に駆けつけます。

○　対応に迷われる場合、最寄りの警察署の代表電話からご相談ください。ストーカー被害に精通した担当者が丁寧に対応します。

○　これらの通報や相談については、警察では、確実に組織内で共有した上で、被害者の安全確保に当たります。安心して相談してください。

○　被害者を守るため、上記について、御協力をお願いします。

警察庁　都道府県警察